

長野県告示第308号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託しました。

令和 8 年 7 月 30 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定公金事務取扱者の事務所の所在地及び名称
- 東京都千代田区麹町一丁目 6 番地 2
- 社会福祉法人日本保育協会
- 2 委託した公金事務の内容
- 保育士登録業務における手数料の収納事務
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日
- 令和 8 年 4 月 1 日
- 4 委託期間
- 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

こども・家庭課

長野県上田建設事務所告示第 4 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。
その関係図面は、告示の日から令和 8 年 8 月 19 日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和 8 年 7 月 30 日

長野県上田建設事務所長 高 野 佳 敏

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 143号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
小県郡青木村大字田澤1832番の 1 地先から 小県郡青木村大字田澤1697番地先まで	旧	5.3 ～ 52.7 m	5.5464 km
同 上	新	5.3 ～ 52.7	5.5464
小県郡青木村大字田澤1831番の 1 地先から 小県郡青木村大字田澤1697番地先まで		10.4 ～ 81.2	1.5791

道路管理課

長野県諏訪建設事務所告示第 5 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。
その関係図面は、告示の日から令和 8 年 8 月 19 日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和 8 年 7 月 30 日

長野県諏訪建設事務所長 木 下 英 樹

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 茅野停車場八子ヶ峰公園線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
茅野市塚原一丁目3448番の8地先から 茅野市塚原一丁目4507番地先まで	旧	m 17.0 ～ 55.3	km 0.1525
同上	新	17.0 ～ 45.5	0.1525

(区域を変更する期日：令和8年8月1日)

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。
その関係図面は、告示の日から令和8年8月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。
令和8年7月30日

長野県長野建設事務所長 江 守 護

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長野真田線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市松代町西寺尾字午新田1592番の1地先から 長野市松代町豊栄字宮崎6343番の2地先まで	旧	m 5.8 ～ 25.6	km 2.9074
		11.6 ～ 36.4	2.8834
同上	新	11.6 ～ 36.4	2.8834

(区域を変更する期日：令和8年8月1日)

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。
その関係図面は、告示の日から令和8年8月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。
令和8年7月30日

長野県上田建設事務所長 高 野 佳 敏

- 1 路線名 144号
- 2 供用を開始する区間
上田市上野字樋ノ口1347番の15地先から
上田市上野字沢跨396番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和8年8月26日

道路管理課

長野県諏訪建設事務所告示第 6 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。
その関係図面は、告示の日から令和 8 年 8 月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。
令和 8 年 7 月30日

長野県諏訪建設事務所長 木 下 英 樹

- 1 路 線 名 茅野停車場八子ヶ峰公園線
- 2 供用を開始する区間
茅野市塚原一丁目3448番の 8 地先から
茅野市塚原一丁目4507番地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和 8 年 8 月 1 日

道路管理課

選告示第52号

昭和44年選告示第 4 号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。
令和 8 年 7 月30日

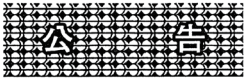
長野県選挙管理委員会委員長 丸 山 昇 一

「	33, 538	「	33, 661
	309, 611		310, 377
	107, 507		108, 027
	70, 641		71, 044
	44, 442		44, 573
	18, 264		18, 272
	41, 244		41, 347
	13, 096		13, 155
	18, 598		18, 646
	11, 491		11, 529
	17, 832		17, 921
別表中	8, 674	を	8, 705
	16, 901		16, 944
	7, 195		7, 215
	5, 761		5, 755
	21, 198		21, 259
	18, 160		18, 253
	39, 492		39, 719
	20, 298		20, 324
	7, 999		8, 016
	26, 918		26, 986
	6, 211		6, 224
	21, 987		22, 028

に改める。

6, 804	6, 801
8, 255	8, 270

選挙管理委員会



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和 8 年 7 月 30 日

長野県知事 阿 部 守 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCM軽井沢店
北佐久郡軽井沢町大字長倉字北裏1704番地ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

DCM株式会社
東京都品川区南大井六丁目22番 7 号

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
DCM株式会社	石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目22番 7 号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
DCM株式会社	神谷 浩邦	東京都品川区南大井六丁目22番 7 号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
DCM株式会社	石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目22番 7 号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
DCM株式会社	神谷 浩邦	東京都品川区南大井六丁目22番 7 号

4 変更した年月日

令和 8 年 3 月 1 日

5 届出年月日

令和 8 年 6 月 15 日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和 8 年 7 月 30 日から令和 8 年 11 月 30 日まで